

更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会の設置について

平成31年4月1日
法務省保護局長決定

- 1 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 本検討会は、今後の更生保護の犯罪被害者等施策について所要の検討を行い、その検討結果を法務省保護局長に報告する。
- 3 本検討会の設置期間は、平成32年3月末日までとする。
- 4 本検討会の庶務は、法務省保護局において行う。

以 上

更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会 構成員

座長 津田 賛 平（弁護士 元保護局長 元京都地検検事正）

構成員 阿久津 照 美（被害者支援都民センター 相談支援室長）

伊 東 秀 彦（弁護士）

伊 藤 富士江（上智大学教授，保護司）

及 川 里 子（東京保護観察所 被害者担当保護司）

武 るり子（少年犯罪被害者当事者の会代表）

中 原 康 子（横浜保護観察所 首席保護観察官）

※ 敬称略・構成員は50音順

※ 肩書きは平成31年4月1日現在

更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会運営要領

平成31年4月1日

法務省保護局長決定

- 1 本検討会は、座長がこれを招集する。
- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長は、座長代理を指名する。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、本検討会の運営に関する事項は、座長が定める。

以 上